

－高齡者の雇用と就業－

高齡者雇用安定法の理念を体現している「事業団」

報告のポイント

- 自治体との間で「高齡者雇用安定法」について、認識を一致させ、政府に対す要求運動を全国統一闘争でつよめる。
- シルバー人材センター中心の国、自治体の高齡者雇用・就業対策の「転換」を求め、労働政策としての「改革」を求める。

08.10.18 (新潟・弥彦)

建交労中央本部 佐藤 陵一

「高齢者雇用安定法」(1986年)は「中高年雇用促進法」(1971年)の名称を変更した法律である。「中高年雇用促進法」は「付則2条」で失業対策事業への新規就労の窓口を閉ざし、旧全日自労にとっての因縁の法律であった。

高齢者雇用対策の流れ

1963年 職安法改正 「中高年齢失業者等に対する就職促進の措置」が定められる。

1966年 雇用対策法 「中高年齢者等の職業の安定」として「雇用率」(19条)、「適職の選定」(20条)が規定される。

1971年「中高年雇用促進法」

- ・中高年齢者(45歳以上)雇用率制度の特別措置
- ・中高年齢失業者(45歳以上～65歳未満)への求職手帳創設。

1973年 雇用対策法改正で国の「定年の引き上げ促進施策の充実」の義務づけ。

1976年 「中高法」改正で55歳以上の「高齢者雇用率」制度に変えられた。

高度成長期、若者は「金の卵」であったが、他方では中高年の失業が深刻だった。

職安法改正で高年齢者雇用就業対策の総合的法体系化がはかれる。

①60歳台前半層までを含めた継続雇用の推進。

②高年齢者の再就職の促進。

③定年退職後の就業の場の確保に対する援助。

1971年

1986年

「中高年雇用促進法」⇒「高齢者雇用安定法」

—「法の活用」の立場から改訂内容を見ていく—

1. 「中高年」の「高」を外した。「中」は1971年からの規定。その前は「中年」は35歳以上だった

2. 法の目的が再規定される。国と自治体の責務の規定が運動側にとって重要となる。
①定年引き上げによる安定した雇用確保、②高年齢者の雇用促進、③定年退職者の就業機会の確保。

3. 「初めて定年の引き上げ」が規定された。①60歳を下回らない定年の努力義務、②大臣による定年引き上げの要請、計画作成命令、勧告と公表措置、③高年齢者雇用推進者の選任の努力義務。

4. 国・自治体は就業相談、就業機会提供団体の育成、その他就業機会の確保に必要な措置を講ずる

「事業団」運動とシルバー改革につなげる。

5. シルバー人材センター規定の新設

①知事は市町村ごとに公益法人としてシルバー人材センターを指定できる。

②同センターは無料職業紹介を行える。

6. 国の援助規定の整備(45条)

東京には旧全日自労の「高齢者事業団」と官製の「高齢者事業団」が並立していた。「高齢者雇用安定法」にシルバー人材センターが規定され、東京をはじめ全国でシルバー人材センターに「衣替え」が進行することになる。

シルバー人材センターの法制化

60歳以上の高齢者の短期的・臨時的な非雇用就業の機会を開始した。

- ・外国に例がない。画期的、独創的な新制度
- ・「高齢者事業団」に活動は当初、「労働者供給事業」であると偏狭ないわれなき非難を受けたが、ようやく国家法の公認となった。

シルバー人材センターと委託者および会員の間は、それぞれ請負又は委任類似の関係である。会員は下請負人のような地位にある。会員と同センターおよび委託者の間では、いずれも雇用関係は存在しないものとして制度化されている。こうした法律構成は、労働者派遣と同様に議論のあるところである。

私見では「3者間労務供給契約」の一種であり、センターと会員の関係は「不真正第三者にためにする契約」と理解すべきである。

(「3者間労務供給契約」 山口大経済学雑誌35巻第5・6号)

自治体と第5条、第40条を議論し、認識を一致させる！

「高齢者雇用安定法の実務解説」(p.46～48)

第5条(国及び地方公共団体の責務)「労働者その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつその実情に応じてこれらの者に対し必要な援助等を行うとともに…高年齢者等の意欲及び能力に応じた雇用の機会その他の多様な就業の機会の確保等を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする」

第40条(国及び地方公共団体の講ずる措置)「臨時的かつ短期的な就業又は軽易な業務に係る就業を希望する者への就業機会を提供する団体の育成」

「事業団」は長年にわたり苦勞と努力をしてきた。働きたい現実の声を訴える。

国は自治体の判断と逃げている。自治体の施策と、国の「指針」をつくらせる。

「労働組合も入る」と解説書に明記。建交労との話し合いを拒否できない。

高齢者雇用安定法の理念を体現しているのは「事業団」の努力！

高齢者雇用安定法は「高齢者の雇用の安定」であり、「シルバーは「高齢者の福祉の増進（第41条）」で次元が異なる。

第3条(基本理念)「高年齢者等は、その職業生活の全期間を通じて、その意欲及び能力に応じ、雇用の機会その他の多様な就業機会が確保され、職業生活の充実が図られるよう配慮されるものとする」

- ❑ 財団ソーシャルサービス協会－「日雇労働者の雇用機会の提供のため、日雇労働を雇用して行う事業」(「寄付行為」の第4条(事業)の7)
- ❑ NPO東京高齢者就労福祉事業団－「就労を望む中・高齢者に対し・・・社会参加と高齢者雇用の増進に寄与する」
- ❑ 特定非営利活動法人豊の国雇用・福祉事業団－「失業者等の雇用機会の増進」(目的)、「未就職者や失業者等に雇用の機会を提供する事業」
- ❑ 企業組合青森県中高年雇用福祉事業団－「協同して事業を行い、もって組合員の雇用確保と経済的地位の向上を図る」

自治体の対する「骨太」の要請事項

(2009春闘)

一、高齢者雇用安定法第五条は 国と自治体の責務」として高齢者就業をめざす労働者その他関係者の自主的な努力を尊重し、その実情に応じた援助を行うことを義務づけています。高齢者の雇用・就業機会を確保するためには 自治体が主体的にその役割果たしていくことが不可欠」（実務解説）であり、積極的な対応を要請します。

二、シルバー人材センターは就業機会の 具体的施策の一つ」（実務解）であり、その目的は 福祉の増進」です。経済上の理由により多様な雇用、就業確保の努力を図っている 高齢者事業団」を高齢法の目的に即して援助し、育成していただきたい。

三、高齢者の雇用・就業を 効率」の名で 競争」にさらすことは、著しく社会正義に反します。地方自治法施行令を改正し、政策的 随意契約の対象とするよう国に要望して下さい。

四、高齢者雇用安定法にもとづく 自治体の責務」（第五条）及び 自治体の講ずる措置」（四〇条）について国が 指針」を定め、財政措置を行うよう要望して下さい。